

福岡県公報

令和 8 年 3 月 17 日
第 679 号

目 次

告 示 (第169号 - 第191号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○公金事務の委託に係る告示	(調 整 課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課)	6

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 7
- 福岡県営筑後広域公園の料金の承認 (公園街路課) 7
- 特定危険薬物の指定の失効 (薬 務 課) 9

公安委員会

- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部地域総務課) 9

告 示

福岡県告示第169号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	岡 垣 線	前	宗像市吉留3186番1先から 宗像市武丸1001番2先まで	4.3 ～ 17.0	824.0
			前	宗像市吉留3186番1先から 宗像市吉留1716番2先まで	11.1 ～ 28.3	777.6
			後	宗像市吉留3186番1先から 宗像市武丸1001番2先まで	4.3 ～ 17.0	824.0
			後	宗像市吉留3186番1先から 宗像市吉留1716番2先まで	11.1 ～ 18.0	777.6

福岡県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣線	宗像市吉留3174番1先から 宗像市吉留3613番1先まで

福岡県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	北九州小竹線	前	飯塚市勢田170番1先から 飯塚市勢田373番3先まで	10.9 ～ 16.4	384.0
			後	飯塚市勢田170番1先から 飯塚市勢田373番3先まで	10.9 ～ 15.8	

福岡県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	北九州小竹線	飯塚市勢田170番1先から 飯塚市勢田373番3先まで

福岡県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八香女春線	前	八女市市内640番1先から 八女市市内636番2先まで	12.4 ～ 16.8	22.6
			後	八女市市内640番1先から 八女市市内636番2先まで	12.4 ～ 18.0	

福岡県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	八 女 香 春 線	八女市山内640番1先から 八女市山内636番2先まで

福岡県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	筑 後 島 線	前	筑後市大字長崎417番先から 筑後市大字長崎358番先まで	10.0 ～ 33.0	265.0
			後	筑後市大字長崎417番先から 筑後市大字長崎358番先まで	8.2 ～ 33.0	265.0

福岡県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
--------------	-------	---------------

八 女	筑 後 島 線	筑後市大字長崎417番先から 筑後市大字長崎366番先まで
-----	---------	----------------------------------

福岡県告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

クローバープラザ管理運営共同事業体

(代表団体 西鉄ビルマネジメント株式会社)

(2) 住所又は事務所の所在地

福岡市中央区今泉一丁目12番23号

2 委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入

福岡県人権啓発情報センターの使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和 8 年 2 月 17 日

4 委託をした日

令和 8 年 2 月 17 日

福岡県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	山 内 吉 富 線	前	築上郡吉富町大字鈴熊51番2先から 築上郡吉富町大字鈴熊66番1先まで	12.5 ～ 21.0	146.5
			後	築上郡吉富町大字鈴熊51番2先から 築上郡吉富町大字鈴熊66番1先まで	12.5 ～ 26.8	146.5

福岡県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	山 内 吉 富 線	築上郡吉富町大字鈴熊51番2先から 築上郡吉富町大字鈴熊66番1先まで

福岡県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

福 岡	県 道	薦 野 福 間 線	前	古賀市薦野1370番7先から 古賀市薦野1250番1先まで	10.0 ～ 32.0	370.0
			後	古賀市薦野1370番7先から 古賀市薦野1250番1先まで	11.1 ～ 32.5	

福岡県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	薦 野 福 間 線	古賀市薦野1370番7先から 古賀市薦野1250番1先まで

福岡県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	国 道	386号	前	朝倉郡筑前町篠隈117番72先から 朝倉郡筑前町篠隈184番1先まで	11.7 ～ 30.1	494.3
						10.6

		後	朝倉郡筑前町篠隈117番72先から 朝倉郡筑前町篠隈184番1先まで	～ 30.1	494.3
--	--	---	---------------------------------------	-----------	-------

福岡県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉郡筑前町篠隈117番72先から 朝倉郡筑前町篠隈159番5先まで

福岡県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	211号	朝倉郡東峰村大字福井2827番1先から 朝倉郡東峰村大字福井2926番1先まで

福岡県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
南筑後	国 道	443号	前	柳川市三橋町柳河846番1先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	7.0 ～ 36.6	9353.0	うち一般国道208号重用延長1,880.0メートル
			前	柳川市三橋町柳河846番1先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	8.8 ～ 49.5	10927.3	
			後	柳川市三橋町柳河846番1先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	7.0 ～ 36.6	9364.0	うち一般国道208号重用延長1,880.0メートル
			後	柳川市三橋町柳河846番1先から みやま市瀬高町小川882番1先まで	9.0 ～ 59.4	10934.3	

福岡県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

南筑後	443号	柳川市三橋町棚町497番4先から みやま市瀬高町下庄252番1先まで
-----	------	---------------------------------------

福岡県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	大牟田 川 副 線	前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	2.1 ～ 37.5	9426.5
			前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	6.0 ～ 37.5	9178.8
			前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	10.5 ～ 35.9	8832.7
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	2.1 ～ 37.5	9426.5
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	6.0 ～ 37.5	9178.8
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	10.5 ～ 35.9	8832.7

福岡県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	大牟田 川 副 線	大川市大字一木922番1先から 大川市大字一木923番1先まで

福岡県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年3月福岡県告示第392号北野大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 3 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
大刀洗町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北野大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道
- 3 事業施行期間
平成14年12月18日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告

示第222号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
感田(4)	直方市大字感田(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡県告示第223号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
感田(4)	直方市大字感田(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を直方市役所に備え置いて縦覧に供する。



公告

福岡県都市公園条例(昭和52年福岡県条例第12号)第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和8年3月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 名称
福岡県営筑後広域公園
- 位置
筑後市大字津島
- 利用料金の承認年月日
令和8年2月16日
- 利用料金(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)
オートキャンプ場

区 分	単 位	金 額				
		期間A	期間B	期間C	期間D	期間E
キャンプサイト (120平方メートル)	1区画・ 1回	4,950円	5,280円	5,610円	6,270円	6,600円
キャンプサイト (200平方メートル)		8,250円	8,800円	9,350円	10,450円	11,000円
ドギーサイト		12,760円	13,530円	14,300円	15,950円	17,000円

備考 この表において「期間A」、「期間B」、「期間C」、「期間D」及び「期間E」とは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間のうち、それぞれ次に掲げる期間をいう。

(1) キャンプサイト(120平方メートル)

ア 期間A 期間B~期間E以外の期間

イ 期間B 7月4日、11日

8月1日、22日、29日

2月10日、22日

ウ 期間C 4月5日~10日、12日~17日、19日~24日、26日、27日

5月10日~14日、17日~21日、24日~28日、31日

7月20日~24日

9月1日~4日、6日~11日、13日~18日、23日~25日、27日~30日

10月1日、2日、4日~9日、12日~16日、18日~23日、25日~30日

11月1日～6日、9日～13日、15日～20日、29日、30日

1月16日、23日、30日

2月6日、13日、20日、27日

3月1日～5日、7日～12日、14日～19日

エ 期間D 4月1日～3日

5月6日～8日、15日、22日、29日

6月13日、20日、27日

7月18日、25日

8月8日

11月23日～27日

12月5日、12日、19日、26日

1月9日、10日

3月21日～26日

オ 期間E 4月4日、11日、18日、25日、28日～30日

5月1日～5日、9日、16日、23日、30日

6月6日

7月19日

8月9日～15日

9月5日、12日、19日～22日、26日

10月3日、10日、11日、17日、24日、31日

11月7日、8日、14日、21日、22日、28日

12月28日～31日

1月1日、2日

3月6日、13日、20日、27日～31日

(2) キャンプサイト(200平方メートル)及びドギーサイト

ア 期間A 期間B～期間E以外の期間

イ 期間B 7月4日、11日、20日～24日、26日～31日

8月2日～7日

2月10日、22日

ウ 期間C 4月5日～10日、12日～17日、19日～24日、26日、27日

5月10日～14日、17日～21日、24日～28日、31日

8月1日、8日、15日、22日、29日

9月1日～4日、6日～11日、13日～18日、23日～25日、27日～30日

10月1日、2日、4日～9日、12日～16日、18日～23日、25日～30日

11月1日～6日、9日～13日、15日～20日、29日、30日

1月16日、23日、30日

2月6日、13日、20日、27日

3月1日～5日、7日～12日、14日～19日

エ 期間D 4月1日～3日

5月6日～8日、15日、22日、29日

6月13日、20日、27日

7月18日、25日

11月23日～27日

12月5日、12日、19日、26日

1月9日、10日

3月21日～26日

オ 期間E 4月4日、11日、18日、25日、28日～30日

5月1日～5日、9日、16日、23日、30日

6月6日

7月19日

8月9日～14日

9月5日、12日、19日～22日、26日

10月3日、10日、11日、17日、24日、31日

11月7日、8日、14日、21日、22日、28日

12月28日～31日

1月1日、2日

3月6日、13日、20日、27日～31日

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和 8 年 3 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

- 化学名 (8R) - N, N - ジエチル - 6 - メチル - 1 - [4 - (トリメチルシリル) ベンゾイル] - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類
- 化学名 1 - [1 - (3 - クロロフェニル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類
- 化学名 4 - メチル - 1 - (2 - メチルフェニル) - 2 - (ピロリジン - 1 - イル) ペンタン - 1 - オン及びその塩類
- 化学名 プロパン - 2 - イル 1 - (1 - フェニルエチル) - 1 H - イミダゾール - 5 - カルボキシラート及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第20号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和 8 年 3 月 14 日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第3号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県筑紫野警察署の部西鉄前交番の項を削り、同部水城交番の項の次に次のように加える。

西鉄前交番	太宰府市朱雀2丁目29番18号
-------	-----------------

別表第1福岡県折尾警察署の部波津駐在所の項中「大字原670番地」を「大字原1番地1」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 別表第1福岡県折尾警察署の部波津駐在所の項の改正規定 令和8年3月30日
- 別表第1福岡県筑紫野警察署の部の改正規定 令和8年4月9日